

## 鞍手町創業融資資金利子補給金制度について

鞍手町では、産業振興や地域の活性化を図るため、町内において創業する個人や法人に対し、創業のために借り入れた融資の利子の一部を補助します。

補助制度名	鞍手町創業融資資金利子補給金
補助対象者	町内において創業を行う者であって、次のすべてに該当する個人又は法人です。 ① 町内に事業所を設置し、又は設置することが確実である者 ② 納付期限の到来した町税を完納していること ③ 鞍手町創業支援事業計画に記載されている創業支援（※1）を受け、当該創業支援を受けたことを証する書類を受領している者 ④ 事業を開始する前に融資を受けるもの又は事業を開始した日から1年以内に融資をうける者 ⑤ 暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者
補助対象となる融資	次のいずれかの融資に該当するものです。 ① 福岡県中小企業振興資金融資制度要綱第6条第3号に規定する新規創業資金 ② ㈱日本政策金融公庫が実施する創業支援に係る融資
補助金額	対象融資に係る1年分の利子支払額の2分の1以内の額で、補助対象者1件につき5万円までを上限とします。
補助金の申請	申請は、補助対象期間終了後2カ月後までに次の書類を地域振興課まで提出してください。 ① 鞍手町創業融資資金利子補給金交付申請書（様式第1号） ② 個人情報の取扱いに関する同意書兼宣誓書 ③ 個人事業の開廃業等届出書又は法人の登記事項証明書の写し ④ 当該融資の償還表の写し ⑤ 金融機関に提出した事業計画書等の写し ⑥ 利子を支払ったことを証する書類の写し ⑦ 鞍手町創業支援事業計画に記載されている創業支援の要件を満たしていることを証する書類 ⑧ その他町長が必要と認めた書類
問い合わせ先	〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 鞍手町役場 地域振興課 地域振興係 TEL：0949-42-2111 FAX：0949-42-5693

※1 鞍手町創業支援事業計画に記載されている創業支援事業

- 鞍手町・鞍手町商工会が実施する特定創業支援事業（くらて起業塾）
- 鞍手町・鞍手町商工会が実施し、町長が適当と認めた創業支援事業（相談窓口等）

### 【注意事項】

- ・融資が決定しましたら、必ず鞍手町地域振興課までご連絡ください。申請時期や補助額等の確認・連絡をいたします。
- ・連絡がない場合、補助金が交付できない場合があります。